

【今回の草案内容】

原則は、Q1にある「支払又は回収が行われると見込まれる期に対応した改正後の税率により計算する」ことになっています。

Q3において、「適時に一時差異等のスケジューリングを行うことが実務上困難な場合」に限り、単純平均税率、あるいは主な一時差異等の解消見込時期に対応した法定実効税率により税金費用を計算することが認められるとされ、単純平均税率、各事業年度の一時差異解消額による加重平均税率などの合理的な単一の税率で計算することが、例外的に容認されています。

さらに、このQ3の取扱いは、適用時期等において、「改正法人税法等の公布日以後に最初に終了する四半期会計期間のみに適用される」と限定されています。

【提案内容】

Q3の「適時に一時差異等のスケジューリングを行うことが実務上困難な場合」という限定を外して、

「特に弊害がない限り、単純平均税率、各事業年度の一時差異解消額による加重平均税率などの合理的な単一の税率で計算することを認める。この場合、その旨、使用した税率及びその算定方法を注記する。」という内容に変更されることを提案します。

その上で、適用時期等の「Q3の取扱いは、改正法人税法等の公布日以後に最初に終了する四半期会計期間のみに適用される」との限定を削除されることを提案します。

【提案理由】

1. 適正なスケジューリングを行なった上で税率を乗じて一時差異に対する繰延税金資産を計算し、これに一時差異の総額で除した率（加重平均税率）を使用した場合、原則である解消年度ごとの適用税率で計算した場合と大差のない数値になるものと考えられるため。

2. 特に連結納税制度を採用している場合、今回の税制改正で法人税分・住民税分の実効税率が変更になるが、単体納税を採用している場合に比べ、使用する税率が多く、税金費用や繰延税金資産及び負債の計算が複雑になり、原則法ではシステム対応や計算結果の妥当性確認等の内部統制対応が非常に難しいことになると想定されるため。

3. 今回の改正による影響は最長3年間の時限的なものであり、税効果会計の計算実務において企業に過度の負担を強いるのではなく、簡便的な処理を認めることが妥当であると考えられるため。

【その他】

この公開草案は四半期財務諸表について定められたものであることは理解していますが、本決算においても加重平均税率などの合理的な単一の税率を認めることにより、「法定実効税率と実際の税負担率の差異原因となった主要な項目別の注記」「税率変更による繰延税金資産及び負債の修正額の注記」が明瞭になるものと考えます。

以上